

国民健康保険は、私たちが病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるように、普段から保険料(税)を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保では一人ひとりが被保険者となり、加入は世帯ごとで、世帯主が届出を行います。

■ 国保に加入する人

八代市内に住んでいる75歳未満(65歳以上で一定の障がいのある方は除く)の人は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、および生活保護を受けている人などを除いて、八代市の国保に加入しなければなりません。なお、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することとなります。



自営業者・退職して職場の健康保険などをやめた人



農業・漁業従事者



パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない人



3ヶ月を超える在留資格が決定された人・住民票をお持ちの外国人

■ こんなときは14日以内に国保の窓口で届出が必要です

《届出に共通で必要なもの》認め印・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、届出人の顔写真付き身分証明書(運転免許証など)。国保を脱退するとき、その他の届出には「国保の保険証」が必要です。

種類	届出の種類	上記に加えて必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	いつ以前の健康保険を脱退したか分かるもの(勤務先などの健康保険資格喪失証明書)
	健康保険などの任意継続の期間が終了したとき	任意継続の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	他の市町村へ転出するとき	—
脱退するとき	勤務先の健康保険などに加入したとき、または被扶養者となったとき	いつから他の健康保険に加入したか分かるもの(勤務先などの保険証または加入証明書)
	生活保護を受けるとき	生活保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	—
その他	世帯が分かれたり一緒になったとき	—
	修学のため他の市町村へ転出するとき(学生の特例)	在学証明書

《ご注意ください》

国保加入の届出が遅れると、国保への加入資格が発生した時点までさかのぼって国保税を支払うことになります。また、保険証が無い期間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

病気は早期発見・重症化予防が大切です

- ① 前年度の受診内容に変更のない場合は、前年度の内容で受診券をお送りします。
- ② 特定健診は、国保加入者が対象です。
- ③ がん検診等については、職場等で健診を受ける機会がない方は加入の医療保険に関係なく、どなたでも受診することができます。

受けられる健(検)診 (対象年齢は2019年4月～2020年3月に到達する満年齢です)

健診の種類・時期・会場	健(検) 診項目	対象年齢	内 容	
複合健診				
時期 4月～6月頃予定				
会場	八代市保健センター、やつしろハーモニーホール、坂本コミュニティセンター、千丁コミュニティセンター、鏡保健センター、東陽地域福祉保健センター、泉地域福祉センターさわやか荘	特定健診(国保加入者) 後期高齢者健診 肺がん・結核検診(+喀痰検査) 大腸がん検診 胃がん検診 腹部超音波検診 乳がん検診(女性のみ) 子宮頸がん検診(女性のみ) 歯周病検診	40～74歳 75歳～ 40歳～ 40歳～ 40歳～ 40歳～ 40～49歳 50歳～ 20歳～ 40～74歳	身長・体重・血液検査・心電図など 身長・体重・血液検査など 胸部のエックス線検査 痰の検査(必要な方のみ) 便の中の潜血を調べる検査 胃のエックス線検査(バリウム) 腹部の超音波検査(エコー) マンモグラフィ(2方向) マンモグラフィ(1方向) 視診・内診・頸部細胞診 歯周病を調べる検査
巡回健診				
時期	7月～9月頃予定	特定健診(国保加入者) 後期高齢者健診 肺がん・結核検診(+喀痰検査) 大腸がん検診 前立腺がん検診(男性のみ)	40～74歳 75歳～ 40歳～ 40歳～ 50歳～	身長・体重・血液検査・心電図など 身長・体重・血液検査など 胸部のエックス線検査 痰の検査(必要な方のみ) 便の中の潜血を調べる検査 血液検査(PSA検査)
会場	コミュニティセンター14カ所(代陽・八代・太田郷・植柳・松高・麦島・金剛・八千把・郡築・昭和・宮地・日奈久・二見・龍峯)、八代市保健センター、鏡保健センター			
医療機関健診				
健診項目・時期	■特定健診、高齢者健診、大腸がん検診、高齢者歯科健診 … 7月～翌年1月 ■胃がん検診 … 7月～9月 ■乳がん、子宮頸がん検診 … 6月～11月 ■前立腺がん検診 … 10月～11月	特定健診(国保加入者) 後期高齢者健診 胃がん検診 乳がん検診(女性のみ) 子宮頸がん検診(女性のみ) 大腸がん検診 高齢者歯科健診	40～74歳 75歳～ 40歳～ 40～49歳 50歳～ 20歳～ 40歳～ 75歳～	身長・体重・血液検査・心電図など 身長・体重・血液検査など 胃のエックス線検査(バリウム) 視触診・マンモグラフィ(2方向) 視触診・マンモグラフィ(1方向) 視診・内診・頸部細胞診 便の中の潜血を調べる検査 歯周病、噛み合わせ等を調べる検査
会場	指定医療機関			

国保の加入者は次のようなサービスを受けることができます



【病気やケガをしたとき…療養の給付】

病院や診療所で治療を受けたとき、窓口での支払いは、かかった医療費の負担割合に応じた額となります。

現役並み所得者…診療月時点で70歳以上の方で3割負担の人
(住民税課税所得が145万以上)

年齢区分	医療費の負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上	2割(現役並み所得者は3割)

【入院したときの食事代 …入院時食事療養費】

入院したときの食事代は、所得区分に応じて1食あたりの標準負担額となります。

指定難病患者、小児慢性特定疾病患者、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、負担額1食260円に据え置く。

所得区分	1食あたりの標準負担額	
住民税課税世帯	460円	
住民税 非課税 世帯	過去1年間の入院が90日以内	210円
	過去1年間の入院が91日以上	160円(要申請)
低所得I	100円	

こんなときは国保の窓口へ

【払い戻しを受けるとき…療養費】

次のような場合、かかった医療費全額(10割分)を本人が支払い、後日申請することで自己負担額以外の額(7~8割分)が払い戻されます。医療費を支払った翌日から2年内に申請が必要です。

《申請に共通で必要なもの》 保険証・認め印・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード・世帯主名義の通帳

医療の内容	上記に加えて必要なもの
治療用装具(コルセットなど)を、医師の指示により購入したとき ※1	領収書・医師の装具装着証明書
事故や急病などやむをえない理由で、保険証を持たずに医療機関で治療を受けた場合	領収書・診療報酬明細書
海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき ※2	診療内容明細書と領収明細書(翻訳文も必要) ・領収書・パスポート・調査に係る同意書

※1 治療用装具(コルセットなど)

- ・小児弱視等治療用の眼鏡・コンタクトレンズ代や、四肢のリンパ浮腫治療用の弾性着衣等の費用も、療養費支給の対象です。
- ・靴型装具のみ、装具装着時の写真も必要です。
- ・日本国内に住所のある方が海外に旅行等で短期間滞在中、やむをえず病院を受診した場合に支給される制度です。長期間日本国外に居住している場合や、治療目的の海外渡航の場合は支給対象となりません。
- ・日本国内で保険診療として認められている医療内容のみが支給対象となり、日本国内での保険診療を基準に算定した額(実際の支払額の方が低いときはその額)から自己負担割合分を除いた額を支給します。
- ・診療内容明細書と領収明細書(八代市ホームページからダウンロードできます)を現地の医療機関に記入してもらってください。

※2 海外療養費

【子どもが生まれたとき…出産育児一時金】

国保加入者が出産された場合に支給されます(妊娠85日以上であれば死産・人工流産は問いません)。

他の健康保険から支給される場合(他法給付)、国保からの支給はありません。

《申請に必要なもの》 保険証、認め印、世帯主名義の通帳、出産にかかった費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる書類

※ 他法給付…社会保険などの被保険者(本人)で1年以上加入期間がある人は、保険の資格喪失後であっても6ヵ月以内の出産であれば、直前まで加入していた社会保険などから出産育児一時金を受け取ることができます。

【死亡したとき…葬祭費】

国保に3ヶ月以上加入している人が死亡された場合、葬儀を行った人(喪主)に2万円が支給されます。

《申請に必要なもの》 喪主の認め印、喪主名義の通帳、葬祭を行ったことが確認できる書類(埋火葬許可証・領収書・請求書など)

【医療費が高くなったとき…高額療養費】

月ごとの医療費の支払いが自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、高額療養費の払い戻しを受けることができます。ただし、保険適用外分(入院時の食事代や差額ベッド代等)は対象になりません。診療月の翌月から2年内に申請が必要です。

《申請に必要なもの》 保険証、領収書、認め印、世帯主名義の通帳、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

■ 限度額適用認定証のご案内

入院や高額な外来診療を受ける予定の人は、事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額(下表参照)となります。認定証は申請月の初日から有効です。また、住民税非課税世帯は入院時の食事代も安くなります。

認定証の対象者は、70歳未満の人・70歳以上で現役並み所得者(区分I・II)の人・70歳以上で住民税非課税世帯の人となります。(国保税の滞納がある場合は交付できませんが、特別な事情がある場合はご相談ください)

《申請に必要なもの》 保険証・認め印・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

高額療養費の自己負担限度額(所得区分は原則、診療月の初日で判断します)

70歳未満	所得区分	自己負担限度額	
		過去12カ月間で3回目まで	
ア	年間所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	4回目以降…140,100円
イ	年間所得600万円超	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	4回目以降…93,000円
ウ	年間所得210万円超	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	4回目以降…44,400円
エ	年間所得210万円以下	57,600円	4回目以降…44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	4回目以降…24,600円

※個人ごと、1つの医療機関(入院と外来は別々)ごとに、1ヵ月で21,000円を超える医療費が対象となります。

70歳以上	所得区分	自己負担限度額		保険証の記載
		外来のみ(個人ごと)	過去12カ月間で3回目まで	
課税世帯	現役並みIII ※1 (住民税課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	4回目以降…140,100円	一部負担割合 3割
	現役並みII (住民税課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	4回目以降…93,000円	
	現役並みI (住民税課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	4回目以降…44,400円	
一般	18,000円 (年間上限14.4万円 ※4)	57,600円	4回目以降…44,400円	一部負担割合 2割
非課税世帯	低所得II ※2	8,000円	24,600円	2割
	低所得I ※3	15,000円		

※1 現役並み所得者…保険証の負担割合が3割の人(住民税課税所得が145万以上)

※2 低所得II…世帯の国保加入者全員(擬主含む)が住民税非課税

※3 低所得I…世帯の国保加入者全員(擬主含む)が住民税非課税で、

その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合。

※4 年間上限…8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限

【その他…はり・きゅう等施術の助成】

はり・きゅう等施設利用券を交付します。八代市が指定した施術所に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます(年間15回まで)。国保に3ヵ月以上加入していて、国保税の滞納がない世帯の人が対象です。

《申請に必要なもの》 保険証

《ご注意ください》

療養費・出産育児一時金・高額療養費については原則口座振込みとなります。国保税の滞納がある人は、後日窓口での受け取りとなります。